

由布市移住支援金について

**※移住支援金に該当しそうな場合は必ず移住前に市への相談・確認をお願いします。
(電話、メール、オンライン相談、窓口相談等)**

下記の要件（１）～（３）をすべて満たす方に対して移住支援金を支給します。

※ただし、毎年度、予算の上限がありますので、予算の上限に達した場合は支援金の交付が受けられない場合があります。予めご了承ください。

（１）移住等に関する要件

- ①県外からの移住であること。
- ②由布市移住応援給付金の交付を受けていないこと
- ③住民票を由布市へ移す直前に連続して１年間以上県外に在住していること
- ④由布市へ転入後３か月以上１年未満であること
- ⑤交付申請日から５年以上由布市内に居住することを誓約できること など

（２）就職に関する要件

次に示す①～③のいずれかに該当する者

- ①大分県が運営する「おおいたジョブナビ」に掲載している求人により就職した者
- ②大分県が別に実施する「大分県地域課題解決型起業支援事業」における「起業補助金」の交付決定を受けている者
- ③プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した者

※テレワークと関係人口の要件に関して

- ・令和５年９月１日より、「（２）就職に関する要件」の**対象外**となります。
- ・令和５年８月３１日までに、由布市へ転入し、テレワーク及び関係人口に関する支援金の要件を満たしている方などは、経過措置が受けられます。（※詳細については、ご連絡ください。）

（３）世帯に関する要件

帯同する世帯員がいる場合は、移住元、移住後いずれにおいても同一世帯に属していること

【補助金額】

- ・単身の場合 ６０万円
- ・世帯の場合 １００万円
- ・世帯の場合であって子ども（１８歳未満）がいる場合
子ども１人につき ３０万円 **※詳細はお問合せ下さい。**

【提出書類】

- ・移住支援金交付申請書（様式第１号）
- ・移住支援金の交付申請に関する誓約事項（別紙１）
- ・大分県移住支援事業に係る個人情報の取り扱い（別紙２）
- ・誓約書
- ・移住元の住民票除票や戸籍の附票等、由布市への移住直前の１年間の居住地が分かる公的書類の写し
(※世帯の場合にあつては世帯全員が記載されているもの)
- ・由布市住民票の写し (※世帯の場合にあつては世帯全員が記載されているもの)
- ・振込先口座（預金通帳又はキャッシュカードの写し）
- ・就業証明書（様式２号）※（２）の①③の場合
- ・大分県が指定する「起業支援補助金」の交付決定通知書等※（２）②の場合

○参考ＨＰ

- ・大分県ＨＰ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/10112/jiyushienjigyo.html>

- ・【大分県公式】移住支援金対象サイト おおいたジョブナビ・大分の転職・就職

<https://oita.saiyo-job.jp/nbtk/recruit/>

- ・おおいたスタートアップセンター（起業支援補助金に関すること）

<https://startup.oita.jp/>